



平成 22 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長 鮎川 純太
コ ー ド 番 号 4352 札幌証券取引所
問 合 せ 先 経営管理本部長 近藤 茂
(TEL 03-6440-9930)

社外調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 11 日付「前会計監査人より提出された意見について」にて公表いたしましたように、同日付「(追加・訂正) 会計監査人の異動に関するお知らせ」の「6. 5 の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計等の意見」のとおり、前会計監査人の意見が表明されたことが、監査上非常に重要であると判断し、一時会計監査人であるビーエー東京監査法人にその精査をお願いし、平成 22 年 6 月期決算作業を進めて参りました。その中で、子会社である株式会社アルファ・テクノロジーにおいて平成 22 年 6 月期業績に影響を与える可能性がある事象が判明いたしました。これを受け、平成 22 年 9 月 6 日付「平成 22 年 6 月期の業績に影響を与える可能性がある事象の発生及び社外調査委員会設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、事実関係の詳細及び経緯等を調査するために社外調査委員会を設置いたしましたところ、社外調査委員会より平成 22 年 10 月 8 日付調査報告書を本日受領いたしましたので、下記のとおりその結果についてお知らせいたします。

なお、詳細については添付の「調査報告書」(第三者のプライバシー等の保護のため、一部の関係者については匿名としております。) をご参照ください。

また、「調査報告書」2 ページ 11 行目 監査役との記載は、取締役が正しく、2 ページ 12 行目の監査役との記載は、取締役が正しいと思われます。

当社は、当該調査結果を真摯に受け止め、子会社管理体制の強化その他コーポレートガバナンスを強化するため、当社を含めたグループ全体の組織再編を進めていく所存です。具体的な内容につきましては、本件に関する社内での検証も踏まえ、早急に検討のうえ確定する予定であり、確定次第、取締役会で決議し、ご報告いたします。

株主及び投資家の皆様に対し、多大なるご心配ご迷惑をおかけすることとなりましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 前会計監査人より提出された意見についての調査結果

(1) 調査依頼事項

子会社である株式会社アルファ・テクノロジー(以下「対象会社」という。)が平成 21 年 10 月より同 22 年 8 月まで行っていたモバイルカイト事業(以下「対象事業」という。)についての取引実態を解明し、取引発生原因の調査、対象事業の法的観点からの違法性の有無の調査・検討を行うと共に、会計処理案の提示、今後における再発防止策の提言を求ること。

(2) 調査結果

① 抽出した事実関係の総合判断

対象事業に直接に関与した対象会社取締役ら及び取引関係者の協力がほとんど得られない状況では、対象事業の実在性についての真実は不明である。

確認された事実関係のみでは、対象事業は実在性がないものであり、対象事業は経済合理性を有しないものと言いつぶることはできない。また、対象事業金額が客觀性を有しない(独立第三者間価格と認められない)と言いつぶることもできない。よって、対象事業がもたらした収入を売上高、対象事業に伴う支出を売上原価ないし販売費及び一般管理費として処理することが、真実を反映していないと決めつけることはできない。

しかし、対象事業は取引の経済合理性、ひいては取引の実在性を強く疑うべき事実が多く存在しているのは間違いない。これらの事実はいずれも、その一つ一つは根本的に対象事業の実在性を否定するものではないにせよ、対象事業が社会通念上営業取引といった場合に観念される、役務を創造し、それを第三者

に対して提供することによって対価を獲得するという一連の行為が行われている場合には、通常存在しない、またはこれだけ同時重複的に存在するとは考えにくい事実関係である。

② 会計処理方針

確認し得る事実関係の範囲では、収入と支出の事実は認められるが、その取引の性質が不明であるということにより、支出については仮払金（ないし未決算勘定の借方処理）、収入については預り金（ないし未決算勘定の貸方処理）として処理する方法（第1法）と、支出については特別損失、収入については特別利益として会計処理する方法（第2法）が考えられるが、第1法によるのが相当と判断する。なお、仮払金（ないし未決算勘定）の借方残高及び預り金（ないし未決算勘定）の貸方残高は、会計処理の背景となった支出及び収入が同一の外部関係者の関与によってもたらされたものである可能性が高い。よって、これらの収入並びに支出は別個の取引ではなく、相互に関連したものであり、一体として捉えるのが相当である。よって借方残高と貸方残高を別個に表示するのではなく、残高の相殺を行い、純額で表示するのが適当であると判断される。

ただし、第1法は取引の実態が明らかにならない限り、最終的に取引の損益を確定することができないという問題がある。当委員会は日本産業ホールディングス株式会社（以下、NS社という）が、第1法を採用する場合であっても、未決算勘定を長期間放置することをやむなしとするものではない。当委員会は未決算勘定を早期に最終処理することを当社に対して強く要請する。

③ 調査会社の問題点

i 内部統制の有効性にかかる問題及び取締役の責任

本事案における本質的な問題は、営業取引が行われた外形がありながら、それが純粋な独立第三者との間に行われた経済合理性を有するものであるか否かについて、合理的に疑義を抱くべき事情が多く存在しており、かつその解明のための調査に対して、対象事業に直接関与したと考えられる当事者が協力を拒絶しているという点にある。

対象会社では、業務委託先の適格性審査を行っていないばかりか、業務委託先の連絡先はもとより、業務委託先が提供した役務の内容も把握していない。また、業務委託先や広告依頼主との連絡は対象事業に関して特段契約を締結しているわけでもない外部の第三者を通じて行うことになっているなど、取引を主体的に統制できない仕組みで取引が行われている。

法令が要請する内部統制を実施せず、また対象会社の取締役らが調査に一切協力しないというのは、内部統制の欠陥を事後的に補い、財務報告の信頼性を回復する経営責任を放擲していることを意味する。

ii 説明責任の放擲にかかる取締役の責任

本質的な問題は、対象事業が独立の第三者が経済合理的に行動した結果発生したものか、対象会社ないし同社関係者の依頼により外部の第三者との共謀により、取引が実際に行われたかの外観を構築するよう工作したか、ということである。

後者であることを決めつけることはできないが、少なくとも対象会社関係者においては、疑義を抱くべき事由につき、その疑義を払拭するべく証拠の提示や説明などを通じ、会社の会計処理の正当性につき、説明を尽くすべきである。

しかしながら、山口氏は当社取締役会において、当委員会の設置に関しては賛成したものの、決議直後以降、一貫して調査協力要請を拒絶している。山口氏は対象会社代表取締役であるとともに、上場会社であるNS社取締役を兼任していることから、他の対象会社取締役に率先垂範して調査に協力し、対象会社の疑義解明を最優先した行動をとるべきであるが、他の役員及び従業員に対し調査非協力の業務命令を行うに至っている。

また、古寺氏、渡邊氏は、山口氏からの命令を理由に協力を拒んでいるが、会社と委任関係にある取締役は、個別に善管注意義務を負っており、当該行為は、自らの取締役の責務放棄であると言える。

④ 再発防止策の提言

対象会社及び対象会社の親会社である当社に対する再発防止策を個別に提言するものであるが、その前提として以下の両社共通の課題に対する対策が必務であると思料される。

(i) 上場会社グループとしての企業風土の醸成

(ii) コンプライアンス意識の啓蒙

i 対象会社に対する再発防止策の提言

- ・単独代表制の採用
- ・業務運営体制の再構築
- ・内部統制システムの再構築
- ・必要な什器備品の支給
- ・取引先管理及び与信の徹底

ii 親会社N S社に対する再発防止策の提言

- ・子会社管理体制の構築
- ・取引実態の確保
- ・規程の整備

2. 影響額

上記の調査結果を踏まえた平成22年6月期第2四半期決算短信及び四半期報告書(第19期第2四半期)・平成22年6月期第3四半期決算短信及び四半期報告書(第19期第3四半期)の修正すべき金額は以下のとおりです。

平成22年6月期第2四半期決算短信及び平成22年6月期第3四半期決算短信の訂正についての開示、第19期第2四半期報告書及び第19期第3四半期報告書の訂正報告書の提出、平成22年6月期決算短信の開示については、平成22年10月29日までに行う予定です。

(単位:千円)

		訂正前	訂正後	訂正額
平成22年6月期第2四半期決算短信及び四半期報告書(第19期第2四半期)	売上高	513,124	341,348	△171,775
	売上原価	380,828	303,008	△77,819
	売上総利益	132,296	38,340	△93,955
	販売費及び一般管理費	286,806	202,972	△83,833
	営業損失(△)	△154,509	△164,632	△10,122
	営業外収益	6,985	6,985	—
	営業外費用	1,741	1,741	—
	経常損失(△)	△149,265	△159,387	△10,122
	特別利益	7,310	7,310	—
	特別損失	616	616	—
	税金等調整前四半期純損失(△)	△142,570	△152,692	△10,122
	法人税等合計	1,601	1,601	—
	四半期純損失(△)	△144,171	△154,293	△10,122
		訂正前	訂正後	訂正額
平成22年6月期第3四半期決算短信及び四半期報告書(第19期第3四半期)	売上高	1,126,490	586,490	△540,000
	売上原価	782,664	536,064	△246,600
	売上総利益	343,826	50,426	△293,400
	販売費及び一般管理費	520,525	293,192	△227,333
	営業損失(△)	△176,699	△242,766	△66,066
	営業外収益	10,303	10,303	—
	営業外費用	6,292	6,292	—
	経常損失(△)	△172,688	△238,755	△66,066
	特別利益	7,024	7,024	—
	特別損失	24,028	24,028	—
	税金等調整前四半期純損失(△)	△189,693	△255,760	△66,066
	法人税等	2,900	2,900	—
	四半期純損失(△)	△192,594	△258,660	△66,066

※今後の監査において金額等の修正が行われる可能性があります。

以上

日本産業ホールディングス株式会社 御中
代表取締役 鮎川 純太殿

調査報告書

平成22年10月8日

外部調査委員会

委員長	弁護士	野口 敏郎
委 員	弁護士	大森 一志
委 員	公認会計士	佐藤 直司

目次

第1 当委員会の概要	1
1 当委員会設置に至る経緯.....	1
2 当委員会の構成	1
3 調査の目的及び調査の対象範囲.....	1
第2 対象会社の概要	1
1 対象会社の沿革及び役員構成	1
2 調査対象の事業内容	2
第3 調査の方法及び内容	2
1 電子メール等の査閲	2
2 対象会社関係者に対する聴取調査	3
3 資料の精査.....	3
4 調査事項及び資料の限定.....	3
第4 調査により把握した事実及び経緯	4
1 対象事業の取引開始に至る経緯.....	4
2 対象事業にかかる取引先の実態.....	7
3 対象事業の事業実態	9
4 対象会社における管理状況	14
第5 会計処理の検討	14
1 会計処理の検討方針	14
2 抽出した事実関係の要点.....	15
3 抽出した事実関係の総合判断及び会計方針の提示.....	17
第6 対象会社における問題点	20
1 内部統制の有効性にかかる問題及び取締役の責任.....	20
2 説明責任の放擲にかかる取締役の責任.....	21
第7 再発防止策の提言	22
1 再発防止策の提言	22
2 対象会社に対する再発防止策の提言.....	22
3 親会社N S社に対する再発防止策の提言	23

第1 当委員会の概要

1 当委員会設置に至る経緯

日本産業ホールディングス株式会社（以下「N S社」という。）は、同社の子会社である株式会社アルファ・テクノロジー（以下「対象会社」という。）の情報技術事業であるモバイルカイト事業（以下「対象事業」という。）において、会計監査法人の指摘により取引発生時から現在までの取引内容について、売上高、原価及び費用の修正を要する可能性のある事象が判明したことにより、社内調査委員会を設置し、当該事象を精査すると共に、平成22年9月6日開催のN S社取締役会において、当該調査に関し、同社とは利害関係の無い外部の第三者による厳密かつ厳正な調査を遂行すべく、社外調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置することを決議した。

2 当委員会の構成

当委員会のメンバーは、以下のとおりである。

委員長 野口 敏郎 弁護士（野口敏郎法律事務所）

委 員 大森 一志 弁護士（大森法律事務所）

委 員 佐藤 直司 公認会計士（グラントソントン太陽A S G株式会社）

いずれの委員も、これまでN S社及び対象会社と業務上の契約関係はなく、一時のあるいは継続的であるかを問わず報酬は受け取っておらず、第三者の公正な立場から調査、検討を行った。

3 調査の目的及び調査の対象範囲

当委員会は、対象会社が平成21年10月より同22年8月まで行っていた対象事業についての取引実態を解明し、取引発生原因の調査、対象事業の法的観点からの違法性の有無の調査・検討を行うと共に、会計処理案の提示、今後における再発防止策の提言を行うことを目的としている。

なお、対象事業の関する調査の他に、不適正な会計処理が疑われる取引を探知、調査及び解明することは、いずれも調査の目的とはしていない。

第2 対象会社の概要

1 対象会社の沿革及び役員構成

対象会社は、平成18年3月1日に、株式会社アルファ・トレンド・ホールディングス（現N S社）の100%子会社として、札幌市白石区南郷通二丁目9番7号にIT関連の業務を行う株式会社（資本金1000万円）として設立された。その後札幌市内での本店移転を経た後、平成22年6月24日に現在の所在地である東京都港区西麻布3丁目2番1号に移転された。

平成22年9月6日時点（当委員会発足時）及び平成21年10月時点（対象事業の取引開始時）の対象会社の役員構成は下記のとおりである。

当委員会発足時点（平成22年9月6日時点）

代表取締役	山口 正	(N S 社取締役を兼任)
代表取締役	鮎川 純太	(N S 社代表取締役を兼任)
取締役	古寺 誠一郎	
取締役	渡邊 圭広	(旧A S O C 代表取締役)
監査役	武内 秀之	(N S 社監査役を兼任)

対象事業の取引開始時点（平成21年10月時点）

代表取締役	渡邊 圭広	(旧A S O C 代表取締役)
取締役	古寺 誠一郎	
取締役	三河 良	
取締役	山口 正	(N S 社監査役を兼任)
監査役	土屋 正行	(N S 社監査役を兼任)

なお、本報告書に記載の役職名は、当委員会発足時のものである。

2 調査対象の事業内容

対象会社の主要な業務は、デジタルコンテンツ事業やシステムインテグレーション事業、カスタマーサポート事業、クラウドコンピューティング事業、アプリケーションデベロップメント事業等のIT受託開発事業である。

対象事業は、広告依頼主から委託された広告を配信する請負業務であり、対象会社は、同業務を平成21年10月より開始している。

対象会社は、広告依頼主から広告配信の受注を毎月受領し、モバイルカイトシステムを利用して、事前に登録したモバイルカイト会員に対し、平日（土、日、祝日を除く毎日）メールを配信する。当該メールには、受注を受けた広告依頼主の広告がバナー掲載され、メール中の当該広告部分をクリックすると、広告依頼主の運営する情報サイトにリンクするというものである。

第3 調査の方法及び内容

1 電子メール等の査閲

当委員会は、対象事業の正確な事実を時系列で把握するためには、電子メール等による実態把握が不可欠であると考え、当委員会設置と同時に、対象会社代表取締役に対象会社のサーバデータ、役員及び元役員らが使用しているコンピュータや携帯電話のデータ及び社内資料を保全するため、対象会社代表取締役社長である山口正氏（以下「山口氏」という。）に、これらのアクセス許可及び対象業務に関連するデータの提供を要請した。しかし、山口氏は、当該媒体が私物であることを理由に提供を強く拒絶したため、データの取得等には至らなかった。

その後、当委員会では、山口氏の秘書であるA氏の使用するコンピュータのデータ提出を受けたので、同人のコンピュータから、対象事業に関連する資料及び同事業運営におけるやりとり等についてデータを抽出し、査閲を行った。

なお、後日、N S社の代表取締役である相田英文氏（以下「相田氏」という。）、対象会社及びN S社代表取締役である鮎川純太氏（以下「鮎川氏」という。）らも、対象会社乃至は親会社の代表取締役として、山口氏に対し、当委員会の調査に協力し、前述データ等の保全及び提供にかかる業務命令を行ったものの、山口氏からは、調査の協力、サーバデータの保全及び提供はされなかつた。さらに、山口氏は、聴取調査非協力の旨を指示した業務命令を対象会社内に出したものと推認され、これにより他の役員及び従業員の協力も得られなかつた。

山口氏の業務命令により、当委員会では、必須と考えられる関係者の電子メール、配信された広告物、配信されたメールマガジンのデータ、ログデータ等の取引実態を示すデータ取得が不可能となつたため、唯一提供を受けたA氏のコンピューターデータのみで対象事業にかかる事実を時系列で把握することとした。

2 対象会社関係者に対する聴取調査

当委員会は、対象事業の取引実態を確認するため、対象会社関係者らへの聴取調査の要請を行つたところ、対象事業の業務執行者であると考えられる山口氏より調査協力の要請を拒絶する旨の意思表示があつたこと、山口氏同様に、対象事業の業務執行者と考えられる取締役の古寺誠一郎氏（以下「古寺氏」という。）及び渡邊圭広氏（以下「渡邊氏」という。）関しては、山口氏による調査非対応の旨の業務命令があつたことなどにより十分な協力を得られなかつた。

平成22年6月に辞任するまで対象会社取締役として対象事業の業務執行者であつた三河良氏（以下「三河氏」という。）への聴取調査については、三河氏が聴取調査開始後15分で退席したことにより取引実態について聴取を行うことはできなかつた。対象会社の他の関係者は、対象事業の詳細を把握しておらず、取引実態を熟知し業務執行していた取締役ら及び元取締役からの聴取調査ができなくなつたことにより、聴取調査での取引実態の解明は不可能となつた。

また、取引実体の解明のために、対象会社の取引先に対して取引実態に関する聴取調査への協力を要請したが、当該聴取要請に対し、聴取の協力を得られたのは、12社中、E社の代表取締役であるe氏のみであつた。なお、当委員会の質問は、任意の要請、聴取であり、強制力を有しない状況下で行われた。

3 資料の精査

当委員会は、N S社より開示された対象事業に関する各種資料の原本又は写しの精査を行つた。なお、原本の入手が困難であり、写しによるしかなかつたものについては、これによつた。また、取引対象となる商品、取得した資産等についても契約書あるいは証憑類を精査するのみであり、会計監査において行われるような実査や立会い等の監査手続は実施していない。

4 調査事項及び資料の限定

当委員会は、本調査に必要な情報等の取得に努めたものの、対象事業の本質的要素

である配信したバナー広告データ、配信ログデータ等の配信実態を示す証憑や業務執行者である取締役らの電子メール等のデータ提供及び聴取が全て拒絶されたため、且つ、当該取締役ら以外の者はその取引実態を周知していないため、可能な限り周辺情報の取得に努め、一部取得できた客観情報のみに依拠した検討及び判断を行わざるを得なかった。

当委員会の調査は、対象会社の組織、業務、労務及び会計処理等に関する法律上及び会計上のあらゆる問題点をすべて抽出して行うのではなく、調査目的・調査対象に関連して重要と思われる部分に限定して調査を行った。

さらに、本調査報告書に記載した事項についての確認・検討は、本調査報告書の当該箇所に明示した資料のみに基づいて行われており、また、当委員会において対象会社が十分に資料の有無等を調査したかを客観的に確認できず、当該事項に関連して当委員会が入手していない資料の存在の可能性は否定できない。質問等の回答については提示を受けた資料や提供を受けた電子メールから窺える時系列とを照らし合わせて、その信用性の検討を行っている。

第4 調査により把握した事実及び経緯

1 対象事業の取引開始に至る経緯

対象会社は、平成21年8月5日付で、株式会社A S O C（以下「A S O C」という。）より事業譲渡（A S O Cの全事業である、デジタルコンテンツ事業、ヒューマンリソース事業、ヒューマンクリエイト事業）を受けた。また、同日開催の株主総会にて、対象会社の当時の取締役4名のうち、山口氏を除く3名が辞任し、平成21年7月31日までA S O C代表取締役を務めていた渡邊氏と、古寺氏及び三河氏が対象会社取締役に選任され、渡邊氏は同日付で代表取締役に就任している。

e氏によれば、平成21年7月頃、対象事業を構想した三河氏及び古寺氏より事業立上げの協力依頼があった。この対象事業の構想は、当初は某飲食チェーン顧客用に開発された店舗設置型の会員登録機能を付加した携帯電話用の販売促進システムであったが、想定顧客が同様のシステムを自社開発することになったため、当該システムを対象事業として商品化した。相談を受けたe氏は、広告依頼主と業務委託先を紹介して、対象会社に利益が出るように、事業の組立ての助言を行ったとのことであった。

【事実関係5】

e氏の紹介により対象事業に関与した取引先は以下の通りである。なお、いずれの広告依頼主、業務委託先についても、法人登記が確認され、法人格が認められた。【事実関係1】

（1）広告依頼主

ア 既存広告依頼主

対象会社は、対象事業の立上げにあたり、甲社、乙社、丙社、丁社、戊社の5社（以下、併せて「既存広告依頼主」という。）と平成21年10月1日付で広告掲載基本契約を締結し、対象事業を開始した。

当該広告掲載基本契約は、配信総数、対価設定等に関しては、別途個別契約で規定する形態となっている。

イ 新規広告依頼主

対象会社は、対象事業の新規取引顧客として、己社と株式会社庚社の2社（以下、併せて「新規広告依頼主」という。）と平成22年4月30日付けで広告掲載基本契約を締結した。

当該広告掲載基本契約は、配信期間を同年5月1日から6月30日までの2カ月間に設定し、対価設定等に関しては、別途個別契約で規定する形態となっている。

（2）業務委託先

ア A社

A社は、「広告宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業務」や「インターネットを利用する情報システム及びネットワークの企画、設計、運営並びに管理業務」等を目的として、平成21年8月28日に設立され、対象会社は、平成21年10月1日付け「業務委託契約」によりモバイルサイトの開発、サイト運営、データベース運用管理業務等を委託している。

イ B社

B社は、「広告宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業務」や「インターネットを利用する情報システム及びネットワークの企画、設計、運営並びに管理業務」等を目的として、平成21年8月28日に設立され、対象会社は、平成21年10月9日付け「広告掲載基本契約」により、モバイル会員獲得のための携帯サイト運営やバナーの設置等の業務を委託している。

ウ C社

C社は、「インターネットを利用したヘアサロン、ビューティサロン等の運営、それらに関する情報提供サービス等」を目的として、平成16年11月1日に設立され、対象会社は、平成21年11月1日付け「広告掲載基本契約」により、新規クライアント獲得のために同社ホームページ内のバナー広告掲載や同社会員に対する広告メール配信等の業務を委託している。

エ D社

D社は、「経営コンサルタント」や「コンピュータのハードウェア・ソフトウェア及びこれらの周辺機器の企画、開発、販売、及び保守並びにそのコンサルタント業務」等を目的として、平成21年9月24日に設立され、対象会社は、平成21年10月1日付け「業務委託契約」により、対象会社への広告主紹介業務を委託している。対象会社は、その業務の報酬として、D社に広告料金の4%をD社に支払うというものである。

オ E社

E社は、「経営コンサルタント」や「コンピュータのハードウェア・ソフト

ウェア及びこれらの周辺機器の企画、開発、販売、及び保守並びにそのコンサルタント業務」等を目的として平成17年9月1日に設立されている。

E社は、対象会社とは契約関係にないものの、前述のとおり代表取締役であるe氏は、対象会社にかかる広告依頼主及び業務委託先を紹介し、対象会社に利益が出るように、事業の組立ての助言を行ったとのことであり、後述のとおり対象会社が把握していない広告依頼主及び業務委託先の連絡先の問合先及び業務委託先からの請求金額、広告依頼主の入金金額の確認先にもなっている。

また、前述したD社の代表者であるd氏は、平成19年4月1日から平成21年3月31日（辞任登記は、平成22年6月14日）までの間、E社の取締役を務めている。

(3) 対象会社の損益認識

前述(2)の対象事業の取引にかかる対象会社の損益認識は次表のとおりである。【事実関係2】

(単位：千円)

取引先	勘定科目	21年10月	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月	22年4月	22年5月	22年6月	累計
甲社	売上高							25,000	25,000	25,000	225,000
乙社	売上高							25,000	25,000	25,000	225,000
丙社	売上高							15,000	15,000	15,000	135,000
丁社	売上高							15,000	15,000	15,000	135,000
戊社	売上高							10,000	10,000	10,000	90,000
己社	売上高							0	12,000	12,000	24,000
庚社	売上高							0	14,300	14,300	28,600
売上計		0	68,770	103,006	155,255	49,108	163,863	90,000	116,300	116,300	862,600
A社	売上原価	0	31,405	47,039	70,900	22,426	74,831	41,100	41,100	41,100	369,900
C社	広告宣伝費	0	0	0	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	120,000
B社	広告宣伝費	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	211,500
D社	支払手数料	4,000	4,000	4,000	4,000	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	34,000
売上原価・販売管理費合計		27,500	58,905	74,539	118,400	69,528	121,931	88,200	88,200	88,200	735,400
営業利益		-27,500	9,865	28,466	36,855	-20,418	41,932	1,800	28,100	28,100	127,200

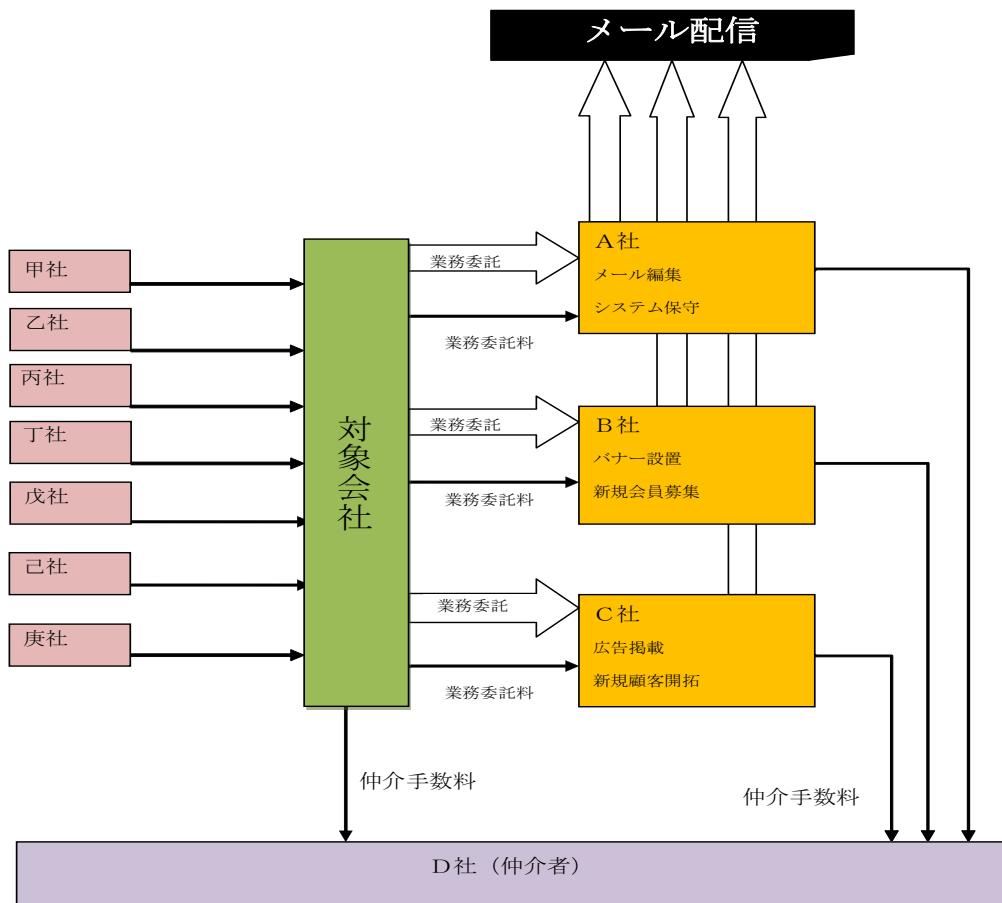
※平成21年10月分については平成21年10月度には計上されていないが、中間決算にて追加処理にて修正されている。

※平成22年7月及び8月分については、仮受金の範囲内で処理されている。

(4) 取引相関図

前述(2)の対象事業の取引にかかる各社の相関図は次図のとおりである。

対象会社及び取引先の相関図



2 対象事業にかかる取引先の実態

e氏によれば、対象事業の取引先である広告依頼主7社及び業務委託先3社は、元々ひとつの法人であったものだが、当該法人の従業員が分散し設立されたものであり、互いの資本関係はないものの、兄弟会社的関係にある法人であるとのことであった。この点、広告依頼主の登記簿謄本によれば、設立日、目的、発行可能株式総数、資本金額、発行済み株式総数等が同じ、あるいは酷似しており、業務委託先A社とB社の登記簿謄本によれば、設立日、目的、資本金の金額、発行可能株式数、発行済株式数が全く同じであった。【事実関係6】

(1) 取引先等関係者に対する聴取調査協力書の送付

平成22年8月12日、対象会社の一時会計監査人が年間取引高及び期末残高を確認するため、広告依頼主及び業務委託先に対し、「取引内容確認書」を送付しようとしたところ、古寺氏より「最も早く確実に届く住所」として、10社中6社に対し登記上の本店所在地とは異なる住所（以下、当該送付先住所を「確認書送達住所」という。）の通知を受け、確認書送達住所に向け送付された。一時会計監査人によれば、確認書送達住所に対して送付した確認書は全て送達されたが、広告依頼主のうち1社と、業務委託先のうち2社につき、返信時の消印にお

ける日付及び回答書を投函した郵便局名が同一となっていた。また、確認書の中の手書きの部分について、同一の筆跡と見られるものがあった。【事実関係7】

当該事項は、後述のとおり本調査において確認され、当委員会は、取引先の登記簿上の本店所在地、確認書送達住所及び代表者の自宅に「聴取調査協力書」の送付を行った。返送の結果は次表のとおりであり、33個所中11個所から送達先不明等の理由により差出人に返送された。

なお、広告依頼主と業務委託先は、登記簿によれば、頻繁な住所移転を繰り返しており、かつ確認書送付住所として指定された場所は、ほとんどの場合本店所在地と異なる住所である。【事実関係8】

取引先名	送達結果					要請に対する回答
	本店所在地	送付状況	確認書送付住所	送付状況	代表者住所の送付状況	
甲社	埼玉県川口市	差出人へ返送	東京都渋谷区	送達	差出人へ返送	なし
乙社	埼玉県新座市	差出人へ返送	東京都渋谷区	送達	差出人へ返送	なし
丙社	神奈川県鎌倉市	差出人へ返送	東京都渋谷区	送達	送達	なし
丁社	千葉県市川市	差出人へ返送	東京都渋谷区	送達	送達	なし
戊社	東京都大田区	差出人へ返送	東京都渋谷区	送達	送達	なし
己社	東京都江東区	送達	東京都渋谷区	送達	送達	なし
庚社	福岡県福岡市	差出人へ返送	福岡県福岡市	送達	差出人へ返送	なし
A社	千葉県美浜区	送達	(本店所在地と同じ)		送達	なし
B社	東京都小平市	送達	東京都渋谷区	送達	送達	なし
C社	東京都足立区	差出人へ返送	(本店所在地と同じ)		送達	なし
D社	東京都大田区	送達	(本店所在地と同じ)		差出人へ返送	なし
E社	東京都港区	送達	(本店所在地と同じ)		送達	聴取可

(2) 取引先の現地調査

当委員会は、取引先の登記簿上の本店所在地、確認書送達住所の現地調査を行った。現地調査の結果は次表のとおりである。なお、本現地調査は、時間的制約のため、一部の遠方取引先については対象から除外することとした。

	本店所在地		確認書送付住所	
	屋号の表示	その他	屋号の表示	その他
甲社	なし	住宅用マンション	他法人の看板	-
乙社	なし	住宅用マンション	なし	-
丙社	なし	一般住宅	他法人の看板	-
丁社	該当番地なし		なし	-
戊社	なし	住宅用マンション	あり	-
己社	なし	レンタルオフィス	看板表示	入口に配達・宅配便のための連絡

				先として携帯電話番号あり。
A社	看板表示あり	バーチャルオフィス (電話は自動転送設定。郵便物は代表者自宅に転送。)	(本店所在地と同じ)	
B社	なし	住宅用マンション	なし	なし
C社	なし	住宅用マンション	(本店所在地と同じ)	
D社	郵便受けに表示 あり	住宅用マンション	(本店所在地と同じ)	
E社	看板、郵便受け に表示あり	-	(本店所在地と同じ)	

以上より、広告依頼主と業務委託先の本店所在地は、これらの会社が営業を行っている形跡が認められない。また、確認書送付住所は、ほとんどの場合外観からは会社名ないし屋号が不明で、当該住所においてこれらの会社が営業を行っている心証を得ることが難しい。【事実関係9】

3 対象事業の事業実態

当委員会は、本調査に必要な情報等の取得に努めたものの、対象事業の本質的要素である配信したバナー広告データ、配信ログデータ等の配信実態を示す証憑や業務執行者であると考えられる取締役らの電子メール等のデータ提供及び聴取調査が全て拒絶され、当該取締役ら以外の従業員はその取引実態を周知していなかった。そこで、対象会社から提示される証憑、聴取による事業実態の把握が不可能となったことから、前述のA氏のコンピュータのデータ及び一時会計監査人が予備監査において取得した証憑等の提供を受け、対象事業の実態確認を行った。

(1) 電子メールの査閲による取引実態の確認

前述のA氏の電子メールを査閲し、抽出した重要事実は以下のとおりである。

ア 対象会社取締役会議事録の事後作成

平成22年6月15日付け、NS社経営管理部経理課のB氏より山口氏に宛てた「ATEC モバイルカイトについての議事録の件」と題するメールにて、「モバイルカイトの新規受注に関する、議事録の追記部分の原文を作成しましたので本メールに添付いたします。新規受注に関して報告がある事、5月の外注費は増減しないことがポイントかと思われますので、必要事項は網羅されていると思います。当日はほかに4件の報告事項があるとのことでしたので、5番目の報告としております。」との記載が確認された。

また、平成22年7月20日付け、B氏より山口氏に宛てた「モバイルカイトの件」と題するメールにて、「添付のような資料を基に、再度取締役会にて説明を行い、・過去（平成21年9月ごろ）、取締役の打ち合わせのみでスタートしていたため、既存5社についても確認、決議をとり追認する。・新規予定の2社（5月度スタート）についての決議をとる→こちらは先日、文言だけは織り込み済み。といった流れで、決議をとるのが監査対応としてもよ

ろしいかと思います。」との記載が確認された。

当該事項が記載された対象会社取締役会の議事録を確認したところ、平成22年4月28日開催の取締役会「第三号議案 MS事業部モバイルカイト事業の既存取引5社の追認と新規取引の件」にて議案について取締役会決議を経ていることが確認された。平成22年4月28日開催の取締役会の議事内容について、同年6月15日のメールにて打合せがされ、さらに同年7月20日には、内容が追加変更された上で議事録化されており、当該取締役会で本件が議論されたかどうか強い疑義がある。

イ 対象事業の取引先と締結した覚書の事後作成

平成22年7月2日付け、A氏よりNS社従業員のC氏に宛てた「【覚書】ご確認のお願い」と題するメールにて、「モバイルカイト超過分を相殺する内容の覚書（案）を添付させていただきます。要求された内容が網羅されているかご確認いただければ幸いです。」との記載が確認され、当メールに対し、C氏は、参考資料の添付漏れを指摘した上で、同年7月5日付け返信メールにて「内容を拝見しましたが、・主語がはっきりしない・何を決定したいのか判りにくい覚書だったので、全体的に加筆修正しました。～また、調印する前に、今一度、・3／25付け締結の覚書き・本メールに添付の追加覚書案を全て見比べて、内容の齟齬がないようにチェックしてください。」との記載が確認された。同返信メールには、4月30日付け対象会社と丙社間の「覚書（案）」が添付されていた。

なお、C氏については、メールの内容から、NS社内部監査室の所属が確認されるが、一方で、メールアカウントのドメイン名から「Dキャピタル」としての立場も確認されている。

当該メールからは、平成22年4月30日付け覚書が、同年7月5日の時点で内容が検討中であったことが伺え、当該覚書が適正に締結されたものであるか疑義が残るものである。

ウ 広告依頼主からの入金額及び業務委託先に対する支払額の不知

平成22年8月5日付け、A氏よりE社のk氏（以下「k氏」という。）に宛てた「【モバイルカイト進捗に関して】」と題するメールにて、「～下記ご確認をお願いしておりました件に関してご連絡申し上げます。～②乙社、甲社、丁社、戊社、丙社の8月分の【依頼通数・金額】～③外注先C社、B社、A社、D社に対する【請求書】こちらに関しては請求書がないと処理できない為、今月末にお支払いができない状態になる可能性がございます。本日中にPDFでも構いませんので社版（ママ）押印済みの請求書を頂く事は可能でしょうか。～」との記載が確認され、同年8月6日付け、k氏からA氏に対する返信メールにて、「②に関してですが、下記になります。金額は税抜きで

す。乙社500万、甲社1000万、丁社1000万、戊社500万、丙社1000万 8月末にお支払いする分です。③に関してはデータをお送り致します。D社分はもう少しお待ち下さい。」との記載が確認された。

当該メールからは、対象会社が、広告依頼主から委託を受ける通数及び金額を把握していないばかりか、業務委託先より受領する請求書もE社のk氏を介さないと受領できず、正常な取引関係ではなかったことが窺える。

エ 広告依頼主及び業務委託先の郵送物送付先

平成22年8月12日、一時会計監査人が取引先に対し、取引内容確認書を送付する際に、一時会計監査人は、古寺氏より確認書送達住所の通知を受けたたが、当該住所情報の取得に関して、以下のメールが確認された。平成22年8月11日付け、A氏よりB氏に宛てた「モバイルカイト郵送先に関して」と題するメールにて、「山口会長より申しつかりまして監査法人からモバイルカイト関係各社に発送される【取引内容確認ご依頼の件】の郵送先に関して御相談です。こちらで調査を致しましたところ、上記紙面に記載されている各社住所と送付先住所が異なります。届かない事が懸念されますので下記住所に送付先を変更して頂く事は可能でしょうか。～以下6社の送付先住所の記載～」との記載が確認された。【事実関係10】

対象会社においては、少なくとも同年6月においては、検収書、納品書、請求書が存在していた。しかし、8月になって会計監査人の指摘を受けて調査を開始した上、突然10社中6社の送付先につき、従前把握していた住所に届かない事が懸念される旨の記載は、取引先が移転した際には新住所が案内されることが通常であると考えると、取引先の実在性を疑わしめるものである。

オ 証憑資料の事後作成

対象会社の平成22年6月度における監査法人の期末決算対応として、未作成であった証憑書類の事後作成にかかる指示が確認された。

平成22年6月25日付け、C氏より山口氏及びA氏に宛てた「内部監査室からのお願い」と題するメールにて、内部統制における売上サイクルのサンプルチェックに対する対応についての記載として「～[Aさんに作成をお願いしているもの]・稟議書 契約書を交わす際の事前の社内決済書類 なお、稟議書への押印の際にご注意いただきたいのが山口社長が社長に就任された日（H22/3/24）の前と後では山口社長の押印位置が違う点です。社長就任前ですと、社長決裁だった場合、渡邊取締役が最終決裁者となり山口社長は回議取締役の欄に押印することとなります。それらの処理を終えた書類の中からサンプルを抜き出して内容をチェックし、検証した結果としますので早めの処理をお願いします。」との記載が確認された。

これを受け、平成22年6月28日付け、E氏よりA氏に宛てた「モバイルカイトについて」と題するメールにて【今回・今後行ってもらいたい事項】・5月より己社・庚社とのお取引を始めるにあたっての稟議書 「いつから・どのような理由で・どのような取引」が明記されているもの。同時に、今までの5社も入れていただきたい。とのこと ※4月20日頃の日付で・・・。・検収書には、通数と金額を明記。そして、これを発行したことを証明できる管理簿 現在、角印申請書というものがあるとのことなので、そのコピーと、11月～5月発行分で管理簿がない場合は、作成してください。（今まで5社に発行した検収書のファイルを添付致します。ご参考までに）・当社発行の請求書に担当者・承認者・社長の確認印を、お願い致します。こちらは、すべての部門でお願い致します）【押印をお願いしたい書類】①【売上管理台帳 8月～5月売上分】に各部門担当印と社長印をお願い致します。2月までの分は、すべての部門に渡辺取締役の印をお願い致します。②こちらも売上管理台帳なのですが、モバイルカイトの入金遅延はなかった。という書類です。古寺取締役・三河取締役・山口社長・2月までは渡辺取締役の印をお願い致します。③こちらは、貸倒引当金にモバイルカイトは該当しない。というものです。古寺取締役・三河取締役・山口社長・2月までは渡辺取締役の印をお願い致します。④丙社・丁社・甲社・戊社・乙社からの【申込確認メールの控え】です。付箋に記載した月の申込メールと古寺取締役・三河取締役の印をお願いいたします。この申込メールですが、12月など残っていた場合、遡っても貰ってくださいとのことでした。～押印や揃えて頂く書類が多くなっていましたが、7月12日までに頂けますようお願い申し上げます。」との記載が確認された。

対象会社においては、対象事業に関連する証憑資料が整っておらず、会計監査人による監査対応直前に必要な帳票が事後的に作成されていたことが明らかである。【事実関係10】

（2）登録メール等配信の確認

一時会計監査人は、予備調査においてモバイルカイトに会員登録し、その配信状況の確認を行っており、当該配信メールのデータの提供を受けた。

当該メールからは、平成22年8月23日から26日までの4日間は毎朝、配信が行われていたことが確認された。【事実関係3】

しかしながら、一時会計監査人が平成22年8月26日に行ったヒアリングにおいて、古寺氏は、当該事業は平成22年8月20日をもってサービスを停止したことであったが、前述のとおり、同年同月23日から26日までの間は当該メールを受信しており、古寺氏の聴取日翌日からは配信が停止されていたとのことであった。

(3) モバイルカイトの会員登録状況の確認

一時会計監査人が、対象会社にモバイルカイトシステムのメール配信にかかるログデータの提示を求めたところ、他社データセンターでの管理であることを理由に開示を拒絶されているが、社内で管理されていた会員管理用のログデータを入手している。当委員会は、当該ログデータの提供を受け、第三者専門家にログデータの解析を依頼した。第三者専門家は、解析報告書において、以下の事項を認定した。

入手したログファイルのうち、平成21年12月7日から平成22年8月26日までのログファイル及び平成21年12月8日から平成22年4月28日までのログファイルにメールアドレスが含まれていた。これらのメールアドレスのうち、23件の登録（重複を除くと19メールアドレス）以外は、(ア) 平成21年12月16日10:51からの3分43秒間、(イ) 平成22年1月19日18:48からの15秒間、(ウ) 平成22年3月15日10:17からの40分45秒間の3つの期間に集中して登録されており、その登録件数の合計は、113,034件であった。そのうち、16,471件（一部については、3回以上）が重複使用されていたものであり、重複使用を控除した後の有効メールアドレスは95,878件である。

この有効メールアドレスの登録状況の内訳は、下記のとおりである。

	期間	登録件数	毎秒の登録件数
ア	平成21年12月16日 10:51からの3分43秒間	11,468件	216.3件/秒
イ	平成22年1月19日 18:48からの15秒間	29件 (ただし、重複使用されていたデータを加えると実登録件数は、16,471件である。)	1,098.1件/秒
ウ	平成22年3月15日 10:17からの40分45秒間	84,381件	221.4件/秒

上記ア乃至ウの時間帯の1秒あたりの登録件数は、いずれも200件以上であり、同時間帯に一度に直接機械的な登録がなされたものであると考えられる。

(4) 対象事業の停止

一時会計監査人が、予備監査の過程で、対象事業の今後の運営計画につき質問したところ、対象会社としても、平成22年5月頃から対象事業の停止を検討しているとのことであり、取引先各社と以下の合意解約又は契約完了の合意書等を締結した。

ア 対象会社は、既存広告依頼主5社と、平成22年8月20日付け「合意書」を締結し、9月発注分をもって「広告掲載基本契約」を合意解除した。

イ 対象会社は、新規広告依頼主2社と、平成22年8月20日付け「合意書」を締結し、「広告掲載基本契約」の期間完了を確認した。

ウ 対象会社は、業務委託先であるA社とは、平成22年8月12日付け「合意

書」を、D社とは、平成22年8月20日締結し、9月発注分をもって「業務委託契約」を合意解除した。

エ 業務委託先であるC社とB社とは、「業務委託契約」を解除したが、合意書等の書面は交わしていない。

なお、上記のア乃至ウの全合意書にて、締結日において、原契約に起因する債権債務が存在しないことが確認されている。

4 対象会社における管理状況

本調査においては、対象会社からの証憑資料の提示が拒絶されたことから、NS社及び一時会計監査人より、対象事業にかかる証憑資料として、取締役会議事録、契約書、検収書、納品書、請求書、送信実績表等の査閲を行ったところ、必要書類は完備されていた。【事実関係4】

しかしながら、その作成時期及び過程においては、前述の電子メールでも確認されたとおり、そのほとんどが、前会計監査人による監査直前に当該監査対応のためだけに事後的に作成されたものであったことが認められる。

対象会社においては、山口氏、渡邊氏、古寺氏らの独断による対象事業が業務執行され、必要な証憑資料、帳票類は、ほとんど作成されておらず、担当者やその他従業員も当該役員の指示があったときのみ作成されていたのが実情である。

第5 会計処理の検討

1 会計処理の検討方針

対象会社の財政状態及び経営成績の開示は、上場会社であるNS社が同社を含むグループ企業の連結財務諸表を作成し、開示することを通じて行われるのであるから、対象会社の財務諸表は、金融商品取引法に準拠して作成する必要がある。金融商品取引法は、財務諸表の作成方法等については、具体的な規定を内閣府令に委ねており、財務諸表作成の法令上の根拠となるのは、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（財務諸表等規則）」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号、最終改正平成20年12月12日内閣府令第80号）及び「「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）」（平成12年7月金融庁総務企画部、最終改正平成20年12月25日金融庁総務企画局）となる。

財務諸表等規則及び財務諸表等規則ガイドラインは主として財務諸表等を作成するにあたっての定義、すなわち用語と様式について定めており、財務諸表の作成にあたって個別企業が採用する具体的な会計処理の基準については、財務諸表等規則第1章総則、第1条第1項により、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うもの」としている。また、財務諸表等規則第5条では、法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第1項において、財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する真実な内容を表示することを、第2

項においては財務諸表提出会社の利害関係人に対して、その財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示することを求めている。

以上により、対象事業の会計処理を検討する上でも、対象事業の真実な内容を、利害関係人が対象事業の状況に関する判断を誤らないような方法で会計処理することが必要となる。

N S 社は、有価証券報告書提出会社として、対象事業を行う対象会社の財務諸表を自らの連結財務諸表に取り込んで財務報告を行う必要がある。よって、N S 社は、これらの事実関係と企業内容開示に関する諸規則及び公正な会計慣行に照らして妥当と考えられる方法により会計処理を行うことが必要になる。

不特定多数の投資家を対象とする財務報告において行うべき会計処理を検討する場合には、取引の実在性、経済合理性、取引金額の客觀性等に疑義がない限り、会社側が妥当と考える会計処理を尊重するのが基本であろう。しかしこれらの要素につき疑義を抱くべき事由が存在する場合には、会社及び経営者はその疑義を払拭するべく証拠の提示や説明などを通じ、会社の会計処理の正当性につき、説明を尽くすべきである。

しかしながら対象事業の業務執行であると考えられる取締役らは当委員会による調査の協力を拒絶乃至は非協力であるとともに、取引関係者の協力がほとんど得られず、かかる状況では、対象事業の実在性についての真実は不明であることから、当委員会は前述の調査より確認した事実より、会計処理の検討に関連する事項を抽出し検討することとした。

2 抽出した事実関係の要点

当委員会が行った調査の過程を通じ、対象事業について抽出した事実関係の要点及び必要であるが確認できなかった事実関係の要点は以下の通りである。

(1) 事実関係 1

広告依頼主及び業務委託先につき、法人登記の事実が認められ、法人格は存在する。

(2) 事実関係 2

広告依頼主からの入金、業務委託先に対する出金の事実は認められる。

(3) 事実関係 3

一部の時期を除き、対象事業において対象会社が提供すべき役務たる広告メールの送信の事実は認められる。

(4) 事実関係 4

対象会社内で業務連絡のために通信された電子メールの記録により、後日付で作成された疑いが濃厚ではあるが、広告依頼主、業務委託先等との間において締結された契約書、業務処理において収受した証憑乃至帳票（請求書、検収

書等) 等は存在する。

(5) 事実関係 5

関係者の証言によれば、対象事業は対象会社取締役らの依頼に基づき、外部の第三者が広告依頼主と業務委託先を斡旋することにより、一時期に突如として継続的に取引利益をもたらす仕組みが構築された。対象会社が対象事業において何らかの価値創造行為を行っているものとは考えにくい。

(6) 事実関係 6

e 氏によれば、外部の第三者が広告依頼主と業務委託先は、かつて同一の会社で業務を行っていた経緯があり、このことがこれらの会社の一部が設立時期、定款に定める事業目的、資本金の金額等が同一となっている理由であるとのことである。

(7) 事実関係 7

一時会計監査人が実施した取引先に対する確認状への回答において、広告依頼主のうち 1 社と、業務委託先のうち 2 社につき、返信時の消印における日付及び郵便局名が同一となっている。

(8) 事実関係 8

広告依頼主と業務委託先は、登記簿によれば、頻繁な住所移転を繰り返しており、かつ確認書送付住所として指定された場所は、ほとんどの場合本店所在地と異なる住所である。

(9) 事実関係 9

現場調査を行った結果によれば、広告依頼主と業務委託先の本店所在地はこれらの会社が営業を行っている形跡が認められない。また、確認書送付住所は、ほとんどの場合外観からは会社名ないし屋号が不明で、当該住所においてこれらの会社が営業を行っている心証を得ることが難しい。

(10) 事実関係 10

調査の過程において入手した電子メール等の記載内容から、対象会社が広告依頼主及び業務委託先から直接業務に係る帳票を入手できる状況になかったことが判明している。

また、同様に、対象会社が広告依頼主及び業務委託先の確認書送付住所、すなわち通常営業の居所としている住所を把握していなかったことが判明している。

(11) 事実関係 11 (未確認)

取引先の事業内容と対象会社へ提供を依頼した役務の内容及び金額は整合するか。また、どのような営業上の目的及び経緯で、当該役務の提供を対象会社に依頼したか。

これは全ての取引先に当委員会より調査協力を要請する文書を送ったものの、返信が 1 社からも得られなかつたため、質問調査の機会も、現場確認の機会も得ることができず、未確認のままである。

(12) 事実関係 12（未確認）

業務委託先の事業内容と対象会社から提供を依頼した役務の内容及び金額は整合するか。また、実際にはどのような役務をどの程度提供していたか。

これは当委員会より全ての業務委託先に調査協力を要請する文書を送ったものの、1社からも返信が得られなかつたため、質問調査の機会も、現場確認の機会も得ることができず、未確認のままである。

(13) 事実関係 13（未確認）

当委員会が関係者に聴取したところ、対象会社では対象事業は外部の第三者の斡旋により、薄い利潤率ながら、資金の回収が確実なスキームであると認識していたとのことであり、現に調査が行われている時点までの取引では一定の取引利益がもたらされている。

しかし、本来安全な投資にはリスクに見合った利潤しか期待できないものであるが、対象事業は元本がほとんどかからない中で利潤が生じており、対象会社がノウハウや顧客関係など、特段の知的財産を投入しているわけでもないことを考えると、対象事業の経済性について疑問が残る。

これについては、広告依頼主及び業務委託先に対し、対価の合理性について質問することを通じて明らかにする予定であったが、既述の通り、調査協力が得られなかつたため、未確認のままである。

3 抽出した事実関係の総合判断及び会計方針の提示

(1) 抽出した事実関係の総合判断

対象事業に直接に関与した対象会社取締役ら及び取引関係者の協力がほとんど得られない状況では、対象事業の実在性についての真実は不明である。

ただし、対象事業の実在性を疑うべき事実関係が多く存在する。また対象事業の実在性を確認するために解明を図った多くの事実関係が、対象事業に直接に関与した対象会社取締役ら及び取引関係者の協力拒絶のために、未確認のままとなっている。確認できた事実と確認できなかつた事実（確認できなかつた理由も含めて）を総合的に考えると次のように整理するのが相当であろう。

まず事実関係 1、2 及び 4 についてであるが、これらは対象事業が外部の第三者と行われたものであることは合理的に推定できるということを意味している。

また事実関係 3 は、対象会社の定款上の事業目的に照らして、対象事業が営業取引であり、収益及び費用の認識も対象事業が営業取引であるとの前提で行うことが相当であることを意味しているように見えるが、当委員会は、当該事実関係のみをもって対象事業について営業取引として会計処理することが相当であると判断することは、妥当ではないと考える。

確認された事実関係のみでは、対象事業は実在性がないものであり、対象事業は経済合理性を有しないものと言い切ることはできない。また、対象事業金

額が客觀性を有しない（独立第三者間価格と認められない）と言いつけることもできない。よって、対象事業がもたらした収入を売上高、対象事業に伴う支出を売上原価ないし販売費及び一般管理費として処理することが、眞実を反映していないと決めつけることはできない。

しかし、対象事業は取引の経済合理性、ひいては取引の実在性を強く疑うべき事実が多く存在しているのは間違いない。事実関係 5 乃至 13 はいずれも、その一つ一つは根本的に対象事業の実在性を否定するものではないにせよ、対象事業が社会通念上営業取引といった場合に観念される、役務を創造し、それを第三者に対して提供することによって対価を獲得するという一連の行為が行われている場合には、通常存在しない、またはこれだけ同時重複的に存在するとは考えにくい事実関係である。

（2）会計方針の提示

本事案における本質的な論点は、対象事業が独立の第三者が経済合理的に行動した結果発生したものか、対象会社ないし同社経営者の依頼により、外部の第三者との共謀により取引が実際に行われたかの外観を構築するよう工作したか、ということであり、眞実がこのいずれか、あるいはこのいずれに近いのかによって、行るべき会計処理も異なるものになるであろう。

しかし、疑惑が解消されない以上、上場会社としての会計処理と財務報告は、外形的には前者であることを認めつつ、取引の実態が後者である可能性にも配慮したものとせざるを得ないであろう。

前述の 1 で述べたとおり、財務諸表等規則第 5 条では、法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法について、眞実性及び明瞭性を要求している。

対象会社は、N S 社の平成 22 年 6 月期第 2 四半期及び第 3 四半期において、対象事業に係る収益を売上高として、対象事業に係る費用を売上原価または販売費および一般管理費として処理している。しかし、当委員会の調査を通じて明らかとなった事実関係に鑑みれば、この会計処理は、法令が要求する眞実性、明瞭性を満たすものとは到底考えられない。

調査の拒絶を通じ、経営者の説明責任が放擲されている状況では、不特定多数の投資家に対して開示し得る情報の範囲も、合理的に確認された範囲の情報にとどめざるを得ない。

確認された事実は、事実関係 1（広告依頼主及び業務委託先につき、法人登記の事実が認められ、法人格は存在する。）、事実関係 2（広告依頼主からの入金、業務委託先に対する出金の事実は認められる。）及び事実関係 3（一部の時期を除き、対象事業において対象会社が提供すべき役務たる広告メールの送信の事実は認められる。）、事実関係 4（後日付けの可能性が高いものの、契約書等の証憑または帳票は存在する。）のみであるが、独立第三者間における正常な

取引であることが確認できない以上、これらの事実のみをもって、営業取引として会計処理を行うことは適切ではないと考える。

確認し得る事実関係の範囲では、収入と支出の事実は認められるが、その取引の性質が不明であるということにより、支出については仮払金（ないし未決算勘定の借方処理）、収入については預り金（ないし未決算勘定の貸方処理）として処理する方法（第1法）と、支出については特別損失、収入については特別利益として会計処理する方法（第2法）を考えられよう。

第1法は真実が確定しない限り、収益・費用として認識しないという考え方には立つものであり、財務会計の概念フレームワーク（以下「フレームワーク」という。）（平成18年12月企業会計基準委員会）における収益・費用の認識と測定に関する考え方を厳格に適用するならば、この方法がより適切ということになろう。なぜならば、対象事業の実態が明らかになっていないということは、対象事業における収入と支出がフレームワークにおける収益・費用の要件を満たしているか否か、不明であるということを意味するものだからである。

第1法は、フレームワークに照らせば、最も整合的な方法であるが、取引の実態が明らかにならない限り、最終的に取引の損益を確定することができないという問題がある。対象事業については実態が不透明であり、今後予想外の損失が発生する可能性も否定できない。しかし、既に確定している形式が整っている部分については、臨時的な損益として処理するべきとする見解も一定の正当性をもつであろう。この観点からは、収入を特別利益、支出を特別損失として処理する第2法が望ましいという結論になる。しかしこの方法は、臨時の損益という形ではあっても対象会社ひいてはN社の純利益、ひいては純資産の金額に影響を及ぼす。実態が不明な取引によって発生した損益が純利益及び純資産に重要な影響を及ぼしている場合、財務諸表等規則第5条が要請する真実性と明瞭性は、根本的に損なわれることになろう。これは企業内容開示制度の根幹にかかる問題である。よって第2法の採用は、その弊害の大きさから正当化し得ない方法であるといわざるを得ない。

以上により、当委員会は第1法によるのが相当と判断する。なお、仮払金（ないし未決算勘定）の借方残高及び預り金（ないし未決算勘定）の貸方残高は、会計処理の背景となった支出及び収入が同一の外部関係者の関与によってもたらされたものである可能性が高い。よって、これらの収入並びに支出は別個の取引ではなく、相互に関連したものであり、一体として捉えるのが相当である。よって借方残高と貸方残高を別個に表示するのではなく、残高の相殺を行い、純額で表示するのが適当であると判断される。

以上が調査対象となった取引の会計処理に関する当委員会の見解である。ただし、第1法は取引の実態が明らかにならない限り、最終的に取引の損益を確定することができないという問題がある。当委員会はN社が第1法を採用する場合であっても、未決算勘定を長期間放置することをやむなしとするもので

はない。当委員会は未決算勘定を早期に最終処理することをN S社に対して強く要請する。

第6 対象会社における問題点

当委員会が行った調査の過程を通じ、対象会社において認められる問題点は以下の通りである。

1 内部統制の有効性にかかる問題及び取締役の責任

本事案における本質的な問題は、営業取引が行われた外形がありながら、それが純粹な独立第三者との間に行われた経済合理性を有するものであるか否かについて、合理的に疑義を抱くべき事情が多く存在しており、かつその解明のための調査に対して、対象事業に直接関与したと考えられる当事者が協力を拒絶しているという点にある。

このような事態は本来法令が想定する範囲を超えているように考えられる。しかし、敢えてこのような事案における責任関係を法令に基づいて検討しようとする場合、依拠することができるは、企業会計審議会が平成19年2月15日に公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」であろう。同基準及び実施基準は、企業が財務報告の信頼性を確保するために制定し運用するべき内部統制制度について定めたものであり、有価証券報告書提出会社の経営者はこれを遵守することが求められる。

「同実施基準のⅡ財務報告に係る内部統制の評価及び報告 2.財務報告に係る内部統制の評価及び報告 (1) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価」では、「②委託業務の評価」として、「委託業務が、企業の重要な業務プロセスの一部を構成している場合には、経営者は、当該業務を提供している外部の受託会社の業務に關し、その内部統制の有効性を評価しなければならない」とされている。

すなわち、対象事業のように外部の第三者との間で行われる取引であっても、重要な業務委託に関しては、経営者は内部統制の有効性評価に関する責任を負うことになる。しかるに対象会社では、業務委託先の適格性審査を行っていないばかりか、業務委託先の連絡先はもとより、業務委託先が提供した役務の内容も把握していない。また、業務委託先や広告依頼主との連絡は対象事業に関して特段契約を締結しているわけでもない外部の第三者であるE社を通じて行うことになっているなど、取引を主体的に統制できない仕組みで取引が行われている。業務委託先の1つであるD社の実質的な経営者がE社の経営者と同一人物であるかの説明もあるが、これは本調査の過程において不透明なままであり、確認できていない。

これは対象会社に関しては、財務報告の信頼性を確保するための最低限の内部統制すら実施されていないことを意味する。本事案における業務委託は会計面においても決定的な重要性を有している。これにつき、法令が要請する内部統制を実施せず、また対象会社の取締役らが調査に一切協力しないというのは、内部統制の欠陥を事後的に補い、財務報告の信頼性を回復する経営責任を放擲していることを意味する。

取引先に対し、調査協力の文書を送付したところ、面談を通じて調査に協力したの

は、対象会社が直接業務委託しているわけではないE社1社のみであり、他の取引先は、広告依頼主から業務委託先に至るまで、調査協力を申し出た会社は1社も現れなかつたことに対し、契約上業務を委託しているわけでもない会社のみが調査協力を申し出てくるということは、対象取引の異常性を窺わせるものである。

2 説明責任の放擲にかかる取締役の責任

対象事業は、資金の流れや契約書、請求書、検収書等の証憑及び帳票は一応整えられてはいるものの、取引の開始から運用にいたる大部分のプロセスは対象事業に関して業務委託契約を締結しているわけでもない外部の第三者であるE社の采配によつて管理されているのであり、対象会社はその銀行口座において入出金が行われていることと、その名義において契約と役務の授受に関するといわれる証憑及び帳票が作成、保管されているのみである。

インターネットを通じて広告宣伝用メールを送信する行為自体は、実際に送信されたメールの例を見ても、特段大きな労力を伴うものとは考えにくい。よつて実際に役務提供としてメールが送信されたか否かは、本質的な問題ではない。

本質的な問題は、対象事業が独立の第三者が経済合理的に行動した結果発生したものか、対象会社ないし同社関係者の依頼により外部の第三者との共謀により、取引が実際に行われたかの外観を構築するよう工作したか、ということである。

後者であることを決めつけることはできないが、少なくとも対象会社関係者においては、疑義を抱くべき事由につき、その疑義を払拭するべく証拠の提示や説明などを通じ、会社の会計処理の正当性につき、説明を尽くすべきである。

しかしながら、山口氏はN S社取締役会において、当委員会の設置に関しては賛成したものの、決議直後以降、一貫して調査協力要請を拒絶している。山口氏は対象会社代表取締役であるとともに、上場会社であるN S社取締役を兼任していることから、他の対象会社取締役に率先垂範して調査に協力し、対象会社の疑義解明を最優先した行動をとるべきであるが、他の役員及び従業員に対し調査非協力の業務命令を行うに至っている。

また、古寺氏、渡邊氏は、山口氏からの命令を理由に協力を拒んでいるが、会社と委任関係にある取締役は、個別に善管注意義務を負っており、当該行為は、自らの取締役の責務放棄であると言える。

確認された事実関係に鑑みれば、合理的な説明なくして、後者であることの可能性を否定し去ることは、取締役に要請される善管注意義務を著しく欠くものといわざるを得ないであろう。

対象会社の取締役らは、対象事業の開始にあたっては、取締役に要請される最低限の義務として、最大限の慎重さで臨むべきであった。また、事後的には対象取引にまつわる疑義を解消するべく、最大限の努力を行うべきであった。

第7 再発防止策の提言

1 再発防止策の提言

当委員会は、対象会社及び対象会社の親会社であるN S社に対する再発防止策を個別に提言するものであるが、その前提として以下の両社共通の課題に対する対策が必要であると思料される。

(1) 上場会社グループとしての企業風土の醸成

N S社及び関連子会社は、上場会社及び上場会社の子会社であることの社会的責任を強く認識し、利益追求だけでなく、コーポレート・ガバナンスの充実及び経営における健全性、透明性を確保し、投資家及び利害関係者に対する説明責任を強く意識する企業風土の醸成が早急に必要である。

(2) コンプライアンス意識の啓蒙

N S社及び対象会社においては、コンプライアンスの意識の低さ、社内監視体制の脆弱さが認められる。再発防止にあたっては、内部統制システムの構築等体制的な管理の重要であるが、N S社及び関連子会社の役職員及び従業員のコンプライアンス意識の啓蒙が大前提であり、早急な啓蒙活動及び教育が必要である。

2 対象会社に対する再発防止策の提言

(1) 単独代表制の採用

対象会社では、複数代表制を採用し、代表取締役を2名選任しているが、本調査にあたり、鮎川氏は、役職員に対し、調査に協力する旨の業務命令を行ったのに対し、山口氏は、調査協力を拒絶する旨の指示を行っている。各々の代表取締役が異なる指示、業務命令を行うことにより、社内の指示、命令系統は機能不全に陥った。対象会社の会社規模を考慮すると、複数代表制を採用することのメリットよりデメリットの方が大きいと考えられ、今後は適任者の単独代表による経営体制を採用すべきと思料される。

(2) 業務運営体制の再構築

対象事業にかかる疑義の発生及び調査の過程においては、対象会社における経営管理体制の不整備が確認された。N S社の100%子会社である対象会社は、現実的には、親会社の監督、牽制化におかれるべきであり、当該環境の実現のためにも、特定者への過度な権限集中を回避し、役員及び従業員の適正配置が必要であると思料される。

(3) 内部統制システムの再構築

対象会社では、必要な内部統制システムは構築されているものの、形骸化が認められる。対象会社における証憑資料作成等は、その大部分が会計監査人の監査

直前になって事後的に作成されたもので、内部統制システムの本来の役割を果たしているとは言い難い状況であり、モニタリングが機能していない状況である。

内部監査や外部監査において監査側が統制活動を監査する際に、モニタリングにおける不定期に実態的なサンプル採取及び検証が重要であり、再構築にあたっては、モニタリングのプロセスを全体的に見直す必要があると思料される。

(4) 必要な什器備品の支給

本調査にあたり、対象会社役職員のパソコンが私物であることを理由にパソコンの提出及び業務に関連するデータの提供を拒絶されている。経費節減の観点からは有効ではあるが、有事の事実把握には弊害となるだけでなく、顧客情報等会社保有データの持出し等の回避の観点からも、業務上必要な什器備品は会社支給とする必要があるとともに、私物電子機器の持込みを禁止する等の施策も検討すべきであると思料される。

(5) 取引先管理及び与信の徹底

対象事業の取引先は全てe氏が紹介したものではあるものの、両社の役職員が面識もなく、所在住所も把握できていないことは通常の商取引からは考えられないものである。本調査においても、毎月取引が継続している取引先の商号変更を認知しておらず、請求書を送付した際に先方から指摘されて初めて商号変更を認識した事象が確認された。仮にこのような取引先と取引を行わざるを得ない場合、少なくとも役務の完了をもって支払を実行する費用後払いによる取引を行うべきである。

取引開始時の与信等の調査、企業内容の把握はもちろんのこと、定期的に、取引先の最新の与信状況、企業内容を調査、確認すべきであると思料される。

3 親会社N S社に対する再発防止策の提言

(1) 子会社管理体制の構築

N S社においては、子会社の管理部門として、グループ推進本部を設置しているが、子会社管理の手法は、専ら子会社からの報告若しくは書類提出によるもののみであり、当該本部が有効に機能していたかについては、疑問が残る。

今後は、リスク回避の観点からの積極的且つ実効的な日常業務管理体制及び内部監査室と連動した厳格な監査体制の構築が必要と思料される。

なお、本調査にあたっては、対象会社の承認なしには、N S社及び関連子会社のメールサーバーへのアクセス、サーバー配信ログデータを管理するサーバーセンターへの接触ができないという事由が発生した。子会社監査にあたっては、子会社の承諾がないと関与することが不可能であるような契約形態は是正すべきと思料される。

(2) 取引実態の確保

対象会社の商材は、有体物ではないことから、商材の存在を直ちに確認できない場合がある。当該商材は、その客観的価値、対価の相応性が問題となることが想定されることから、商材のデータ及び配信ログデータ、管理ログデータの定期的な確保が必要であると思料される。

なお、本件が対象会社において既に徹底されている場合は、子会社管理の観点から、定期的に商材のデータ及び配信ログデータ、管理ログデータを徴求し、NS社としても取引実態を確保すべきと思料される。

(3) 規程の整備

NS社においては、関係会社の自主性尊重の名のもと、親会社の承認が必要な事項は、経営上の重大な決定にかかる事項のみで、規程上は、日常の営業報告は前述のとおりグループ推進本部長への報告若しくは書類提出のみで子会社の自主運営に任せている。

関係会社管理規程等の社内規程を強化し、規程違反時の処遇も明示し、実効的な関知体制を構築すると共に、子会社規程への積極的な関与も必要と思料される。

以上

当委員会は、調査の結果を以上のとおり報告する。

平成22年10月8日

社外調査委員会

委員長 弁護士 野口 敏郎

委員 弁護士 大森 一志

委員 公認会計士 佐藤 直司